

業務取扱要領

50001－54000 雇用保険給付関係
(一般求職者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

50001-	第1	離職票の受理	1
50100			
50001-	1	離職票の受理	1
50050			
50001	(1)	離職票受理の安定所	1
50002	(2)	離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い	1
50002-2	(2-2)	子ども連れ等で来所した者への対応	1
50003	(3)	離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理	2
50004	(4)	離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	6
50005	(5)	離職票に記載された個人番号が離職票提出者本人のものであることの確認等	6
50006	(6)	離職票の記載内容に係る異議の有無の確認	8
50007	(7)	離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	8
50008	(8)	受理した離職票の処理	8
50101-	第2	受給資格の決定	11
50250			
50101-	1	受給資格の決定及び被保険者期間	11
50150			
50101	(1)	受給資格及び受給資格者の意義	11
50102	(2)	受給資格の決定	11
50103	(3)	被保険者期間	13
50104	(4)	2枚以上の離職票の提出があった場合の受給資格決定の要領	17
50105	(5)	船員であった者が陸上勤務者（陸上勤務者であった者が船員）になった後に離職した場合の被保険者期間の算定方法	19
50106	(6)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	20
50107	(7)	日雇の受給資格調整を受けた者の受給資格の決定	20
50108	(8)	船員に係る被保険者期間の通算（船員保険制度の雇用保険への統合に伴う経過措置）	21
50151-	2	算定対象期間及び受給要件の緩和	30
50200			
50151	(1)	概要	30
50152	(2)	受給要件の緩和が認められる理由	30
50153	(3)	受給要件の緩和が認められる日数	31
50154	(4)	2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和	36
50155	(5)	受給要件を緩和できる理由等の確認	37
50201-	3	受給資格の決定に伴う事務処理	38

50250			
50201	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	38
50202	(2)	受給資格の仮決定	38
50203	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	39
50204	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上又は12か月以上ない場合の措置	39
50205	(5)	受給期間が経過した後に離職票が提出された場合の措置	40
50206	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	40
50207	(7)	受給資格の決定に伴う事務処理	40
50208	(8)	事務の委嘱による場合	41
50251-			
	第3	受給期間及び受給期間の延長	43
50300			
50251-			
	1	受給期間	43
50260			
50251	(1)	原則	43
50261-			
	2	受給期間の延長	44
50270			
50261	(1)	概要	44
50271-			
	3	法第20条第1項の受給期間の延長	44
50280			
50271	(1)	受給期間の延長が認められる理由	44
50272	(2)	受給期間が延長される日数	46
50273	(3)	受給期間の延長申請の手続	48
50274	(4)	延長申請書の審査	50
50275	(5)	延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理	51
50281-			
	4	法第20条第2項の受給期間の延長	56
50290			
50281	(1)	受給期間の延長が認められる理由	56
50282	(2)	受給期間が延長される期間	57
50283	(3)	受給期間の延長申請の手続	58
50284	(4)	延長申請書の審査	58
50285	(5)	受給期間延長通知書の交付及び離職票等の処理	58
50286	(6)	法第20条第2項の受給期間の延長が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請した場合の取扱い	59
50291-			
	5	法第20条の2の受給期間の特例	61
50300			
50291	(1)	概要	61
50292	(2)	受給期間の特例が認められる事業	61
50293	(3)	受給期間の特例が認められる日数	61
50294	(4)	受給期間の特例申請の手続	63
50295	(5)	延長申請書の審査	64
50296	(6)	延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理	65

50297	(7)	法第 20 条の 2 の受給期間の特例を認められた者が、法第 20 条第 1 項の受給期間の延長を申請する場合の取扱い	66
50301-			
50400	第 4	所定給付日数について	68
50301-	1	所定給付日数の決定	68
50350			
50301	(1)	所定給付日数	68
50302	(2)	算定基礎期間	69
50303	(3)	年齢の確認	80
50304	(4)	就職困難な者の確認	81
50305	(5)	特定受給資格者の範囲	83
50305-2	(5-2)	特定理由離職者の範囲	95
50306	(6)	特定理由離職者及び特定受給資格者の決定手続	102
50307	(7)	削除	103
50307-2	(7-2)	削除	103
50308	(8)	所定給付日数の決定に伴う事務処理	103
50309	(9)	特定理由離職者及び特定受給資格者に係る暫定措置等の整理	104
50310	(10)	特定理由離職者及び特定受給資格者に係る暫定措置等の整理	105
50401-			
50600	第 5	賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲	106
50401-	1	賃金の範囲	106
50450			
50401	(1)	賃金の意義	106
50402	(2)	賃金の定義	106
50403	(3)	賃金の範囲に算入される現物給与	106
50404	(4)	現物給与の評価	107
50451-	2	賃金日額の算定の基礎となる賃金	107
50500			
50451	(1)	賃金日額の算定の基礎となる賃金	107
50452	(2)	「臨時に支払われる賃金」の意義	107
50453	(3)	「3 か月を超える期間ごとに支払われる賃金」の意義	107
50454	(4)	「特別の賃金」の意義	108
50501-	3	賃金の解釈	109
50550			
50501	(1)	賃金と解されるものの例	109
50502	(2)	賃金と解されないものの例	111
50503	(3)	賃金日額の算定の基礎に算入されないものの例	112
50504	(4)	特別の取扱いをするもの	112
50601-			
50900	第 6	基本手当日額の決定	114

50601-			
50650	1	賃金日額の算定方法	114
50601	(1)	原則	114
50602	(2)	月給者の場合（離職票－2 ㊹㊺欄に賃金額が記載されている場合） の計算	121
50603	(3)	日給者の場合の計算	122
50604	(4)	賃金形態に変更がある場合（異なる賃金月について離職票－2 ㊹ ㊻ ㊼両欄に賃金額が記載されている場合）	123
50605	(5)	賃金締切日の変更の場合	125
50606	(6)	賃金締切日に変更され、元の賃金締切日に戻った場合	127
50607	(7)	一般の離職票と短期の離職票により受給資格を決定した場合	129
50608	(8)	週払の場合	132
50608-2	(8-2)	基本給と賃金締切日が異なる給与がある場合の取扱い	132
50609	(9)	未払賃金がある場合	133
50610	(10)	特別の賃金がある場合	133
50611	(11)	賃金日額の算定が困難な場合又は賃金日額とすることが適当でない と認められる場合	134
50612	(12)	2枚の離職票の提出があった場合の賃金日額の算定方法	140
50613	(13)	賃金日額の算定を行う場合のその他の留意事項	141
50614	(14)	船員に係る賃金月額算定の特例 （平成21年厚生労働省告示第537号）	142
50615	(15)	端数処理	165
50616	(16)	賃金日額の最低額及び最高額	165
50617	(17)	基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更	165
50651-	2	削除	165
50660			
50661-	3	勤務時間短縮措置等適用時の賃金日額算定の特例	165
50670			
50661	(1)	原則	165
50662	(2)	特例措置の内容	166
50663	(3)	本特例措置の対象者	166
50664	(4)	事務取扱い	167
50671-	4	緊急対応型ワークシェアリング制度導入時の賃金日額算定の特例	178
50690			
50671	(1)	原則	178
50672	(2)	特例措置の内容	178
50673	(3)	本特例措置の対象者	179
50674	(4)	事務取扱い	180
50691-	5	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金 日額の算定方法	181
50700			
50691	(1)	原則	181

50692	(2)	両事業所の賃金締切日が異なる場合	181
50701-			
50750	6	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	181
50701	(1)	原則	181
50751-			
50800	7	賃金日額の算定に伴う事務処理	182
50751	(1)	離職票の事務処理	182
50801-			
50850	8	基本手当日額の決定及び変更	183
50801	(1)	基本手当日額の決定	183
50802	(2)	基本手当日額の変更	184
50901-			
51000	第7	失業の認定日及び支給日の決定	185
50901-			
50950	1	失業の認定日の決定	185
50901	(1)	認定日の決定	185
50951-			
51000	2	基本手当支給日の決定	186
50951	(1)	支給日の決定	186
51001-			
51100	第8	支給台帳及び受給資格者証等	187
51001-			
51050	1	支給台帳の作成及び記録	187
51001	(1)	支給台帳作成の目的	187
51002	(2)	支給台帳の作成及び記録	187
51051-			
51100	2	受給資格者証等の作成及び交付	189
51051	(1)	概要	189
51052	(2)	受給資格者証の作成及び記録	189
51053	(3)	作成後の処理	189
51054	(4)	受給資格者証等の再作成	190
51101-			
51200	第9	待期	196
51101-			
51150	1	待期	196
51101	(1)	待期の意義	196
51102	(2)	待期日数	196
51103	(3)	待期満了と離職理由に基づく給付制限	196
51201-			
	第10	失業の認定	197

51600			
51201-	1	失業の認定の意義	197
51250			
51201	(1)	概要	197
51202	(2)	労働の意思	197
51203	(3)	労働の能力	198
51204	(4)	職業に就くことができない状態	198
51251-	2	失業の認定要領	198
51300			
51251	(1)	概要	198
51252	(2)	受給資格者本人であるかどうかの確認	198
51253	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	199
51254	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	199
51255	(5)	就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認	208
51256	(6)	登録型派遣労働者に係る留意事項	212
51301-	3	失業認定申告書	212
51350			
51301	(1)	失業認定申告書	212
51302	(2)	失業認定申告書の事務処理	213
51351-	4	認定日の変更	217
51400			
51351	(1)	概要	217
51352	(2)	認定日変更に伴う事務処理	219
51353	(3)	土、日曜日に係る失業の認定の特例	221
51401-	5	証明書による失業の認定	222
51450			
51401	(1)	概要	222
51402	(2)	証明認定に伴う事務処理	224
51451-	6	審査結果等に基づく失業の一括認定	226
51500			
51451	(1)	概要	226
51452	(2)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	226
51501-	7	求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱、受給資格者の	
51550		住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	227
51501	(1)	事務の委嘱による場合	227
51502	(2)	移管による場合	229
51503	(3)	管轄変更による場合	230
51504	(4)	委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項	230
51601-	第 11	基本手当の支給	231
52100			
51601-	1	基本手当の支給要領	231
51650			

51601	(1)	概要	231
51602	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	231
51603	(3)	基本手当の支給に伴う事務処理	231
51604	(4)	受給資格者証を提出しない場合の措置	231
51605	(5)	マイナンバーカード利用者がマイナンバーカードを携帯しない場合 の措置	232
51651-			
51700	2	基本手当の減額	232
51651	(1)	概要	232
51652	(2)	「自己の労働による収入」の意義	232
51653	(3)	自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額	232
51654	(4)	控除額の変更	233
51655	(5)	減額支給を行う場合の留意事項	233
51701-			
51750	3	激甚災害時における求職者給付の支給の特例	236
51701	(1)	概要	236
51702	(2)	休廃止事業所の把握	236
51703	(3)	休業の確認	237
51704	(4)	特例基本手当の支給	240
51705	(5)	休業者の被保険者資格の再取得	245
51706	(6)	不服申立て	246
51707	(7)	様式	246
51708	(8)	その他の留意事項	247
51751-			
51800	4	災害時における求職者給付の支給に関する特別措置	248
51751	(1)	概要	248
51752	(2)	特別措置の対象者	248
51753	(3)	激甚災害時における求職者給付の支給に関する特別措置が発動された 地域に隣接する地域の取扱い	248
51754	(4)	支給等の手続	249
51755	(5)	その他の留意事項	250
51801-			
51850	5	削除	251
51901-			
51950	6	巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給	252
51901	(1)	概要	252
51902	(2)	失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる巡回職業相談 所の承認	252
51903	(3)	巡回職業相談所における事務処理等	254
51951-			

	7	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給	255
52000			
51951	(1)	概要	255
51952	(2)	この取扱いを受けるための条件	255
51953	(3)	この取扱いを行うための手続	256
52001-			
52050	8	失業等給付の支給方法	261
52001	(1)	概要	261
52002	(2)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	261
52003	(3)	離職票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理	261
52004	(4)	払渡希望金融機関の指定及び変更	263
52005	(5)	失業の認定及び支給	264
52006	(6)	口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び 失業等給付の支給	264
52007	(7)	支払方法の切替等	265
52101-			
	第 12	給付の制限	271
52300			
52101-			
52150	1	給付制限の趣旨	271
52101	(1)	概要	271
52151-			
52200	2	法第 32 条の給付制限	271
52151	(1)	概要	271
52152	(2)	安定所の紹介する職業に就くことを拒むことが正当な理由がある と認められる場合の認定基準	273
52153	(3)	公共職業訓練等の受講を拒否することが正当な理由があると認め られる場合の認定基準	278
52154	(4)	職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準	279
52155	(5)	その拒否を給付制限理由とする職業指導	280
52156	(6)	法第 32 条の給付制限期間	280
52157	(7)	その他の留意事項	281
52158	(8)	法第 32 条の給付制限を行う場合の事務処理	282
52201-			
52250	3	法第 33 条の給付制限	284
52201	(1)	概要	284
52202	(2)	「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限 を行う場合の認定基準	285
52203	(3)	「正当な理由がない自己の都合による退職」として給付制限を行う 場合の認定基準	287
52204	(4)	削除	292
52205-1	(5)	法第 33 条の給付制限期間	292
52205-2	(5)	厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合の給付制限の解除	296

52206	(6)	給付制限に伴う受給期間の延長	300
52207	(7)	法第 33 条の給付制限処分を行う時点及び事務処理	300
52251－	4	給付制限の競合、取消し及び給付制限後の措置	301
52300			
52251	(1)	給付制限の競合	301
52252	(2)	給付制限の取消し等	302
52253	(3)	給付制限後の措置	302
52301－			
52700	第 13	給付日数の延長	303
52301－	1	概要	303
52350			
52351－	2	訓練延長給付	303
52370			
52351	(1)	概要	303
52352	(2)	延長給付の適用を受ける者	303
52353	(3)	公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付	303
52354	(4)	公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付	304
52355	(5)	公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付	305
52356	(6)	延長給付に係る基本手当の支給	307
52357	(7)	支給台帳の処理	308
52358	(8)	受給資格者証等の処理	308
52371－	3	個別延長給付	308
52400			
52371	(1)	個別延長給付の適用を受ける者	308
52372	(2)	個別延長給付の決定	311
52373	(3)	延長給付日数及び受給期間	313
52374	(4)	個別延長給付に係るその他留意事項	314
52375	(5)	支給台帳の処理	314
52376	(6)	受給資格者証等の処理	314
52377	(7)	その他留意事項	315
52401－	4	広域延長給付	315
52450			
52401	(1)	概要	315
52402	(2)	炭鉱離職者臨時措置法との関係	315
52403	(3)	広域職業紹介活動に係る指示	316
52404	(4)	広域延長措置の実施	316
52405	(5)	広域延長措置に係る延長給付の打切り	316
52406	(6)	広域職業紹介適格者の認定	316
52407	(7)	受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを 適当と認定する場合の基準	317
52408	(8)	広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い	317

52409	(9)	広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について「特別の理由」があると認定する基準	319
52410	(10)	対象者の決定	319
52411	(11)	広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	320
52412	(12)	指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給	320
52413	(13)	支給台帳の処理	321
52414	(14)	受給資格者証等の処理	321
52451-			
52470	5	全国延長給付	322
52451	(1)	概要	322
52452	(2)	全国延長措置の実施	322
52453	(3)	全国延長措置に係る延長給付の打切り	322
52454	(4)	全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	323
52455	(5)	支給台帳の処理	323
52456	(6)	受給資格者証等の処理	323
52471-			
52500	6	地域延長給付	324
52471	(1)	地域延長給付の適用を受ける者	324
52472	(2)	地域延長給付の決定	325
52473	(3)	延長給付日数及び受給期間	326
52474	(4)	地域延長給付に係るその他留意事項	327
52475	(5)	支給台帳の処理	327
52476	(6)	受給資格者証等の処理	327
52477	(7)	その他留意事項	327
52501-			
52550	7	2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整	329
52501	(1)	各延長給付を行う場合の優先度	329
52502	(2)	各延長給付に係る受給期間及び支給日数	330
52551-			
52600	8	給付日数を延長した場合の給付制限	334
52551	(1)	個別延長給付、終了後手当の支給、広域延長給付、全国延長給付又は地域延長給付を受けている場合の給付制限	334
52552	(2)	訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受けている場合の給付制限	334
52553	(3)	法第29条の給付制限を行う場合の事務処理	334
52701-			
52800	第14	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	335
52701-			
52750	1	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	335
52701	(1)	概要	335
52702	(2)	公共職業訓練等	335

52703	(3)	公共職業訓練等の受講指示	336
52704	(4)	受講指示に関する連絡	336
52705	(5)	受講届及び通所届の提出	336
52706	(6)	受講届を受理した場合の事務処理	337
52707	(7)	通所届を受理した場合の事務処理	338
52708	(8)	公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給	338
52801-		第 15 技能習得手当及び寄宿手当	345
53000			
52801-	1	概要	345
52850			
52801	(1)	概要	345
52802	(2)	公共職業訓練等及び受講指示	345
52851-	2	技能習得手当の支給	345
52900			
52851	(1)	受講手当の支給要件	345
52852	(2)	受講手当の支給額	345
52853	(3)	通所手当の支給要件	345
52854	(4)	通所手当の支給額	346
52901-	3	寄宿手当の支給	352
52950			
52901	(1)	寄宿手当の支給要件	352
52902	(2)	寄宿手当の支給額	352
52951-	4	技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理	353
53000			
52951	(1)	技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日	353
52952	(2)	技能習得手当及び寄宿手当の支給手続	353
53001-		第 16 傷病手当の支給	354
53100			
53001-	1	傷病手当の支給	354
53050			
53001	(1)	概要	354
53002	(2)	傷病手当の支給対象者	354
53003	(3)	傷病手当の支給対象日	355
53004	(4)	傷病手当の支給日数	356
53005	(5)	傷病手当の日額	357
53006	(6)	傷病の認定	357
53007	(7)	傷病手当の支給	359
53008	(8)	傷病手当支給申請書の事務処理	359
53009	(9)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	359

53101-	第 17	未支給失業等給付の支給	362
53200			
53101-	1	未支給失業等給付の支給	362
53150			
53101	(1)	概要	362
53102	(2)	未支給失業等給付の支給対象者	362
53103	(3)	未支給失業等給付の支給対象日	363
53104	(4)	未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等	363
53105	(5)	未支給失業等給付の支給手続	364
53106	(6)	未支給失業等給付請求書の事務処理	367
53107	(7)	削除	367
53108	(8)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	367
53201-	第 18	解雇の効力等について争いがある場合の措置	370
53400			
53201-	1	概要	370
53250			
53251-	2	解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認	370
53300			
53251	(1)	確認	370
53252	(2)	確認通知	371
53253	(3)	解雇を無効又は不当とする命令、判決又は判定があった場合の 取扱い	371
53254	(4)	仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき賃金が支払われた 場合の取扱い	372
53255	(5)	解雇を無効（原状回復を含む。）とする命令、判決、判定等により 2 の雇用関係が生じた場合の取扱い	372
53301-	3	解雇の効力等について争いがある場合の離職票の受理、失業の認定 及び基本手当等の支給	373
53350			
53301	(1)	離職票の受理	373
53302	(2)	失業の認定及び基本手当等の支給	374
53303	(3)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	377
53304	(4)	条件付支給中の不正受給の取扱い	377
53305	(5)	本人の申出による条件付給付の取扱いから 本給付の取扱いへの変更	377